平成２４年（フ）第２０号
栃木県芳賀郡益子町大字益子3374番地　フレグランスＶＩＬＬＡ　Ｂ102
債務者　田野　聡子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第１４１０号
千葉市美浜区真砂２丁目14番13棟309号
債務者　中薗　元気
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１１号
千葉県市原市玉前323番地１　時田アパート
債務者　佐賀　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３２号
千葉県市川市福栄１丁目９番13号メゾン福栄第１―202号
債務者　遠藤明日香（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６９号
千葉県市原市青柳2093番地　ニューハイツ松本Ｂ204号
債務者　鍋島　秀明
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７５号
千葉市美浜区幕張西３丁目２番７棟401号
債務者　鈴木　綾子（旧姓滝脇）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
千葉市花見川区花見川３番10棟302号
債務者　伊藤壽美子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
千葉市花見川区柏井１丁目32番13号　Ｔｗｉｎ　Ｂ102号
債務者　玉木　真一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
千葉市花見川区幕張町３丁目885番地　アコールハイツ101号
債務者　玉井　芳樹
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
千葉市美浜区幸町２丁目13番７棟302号
債務者　山口　直人
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
千葉県八千代市大和田新田660番地64
債務者　土持　幸治
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
千葉県浦安市富士見１丁目15番14―301号中里ビル
債務者　西脇　直美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
長野県上田市中央東10番17号
債務者　木村しづ子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４７号
名古屋市西区赤城町138番地　マリッチ赤城306号
債務者　疋田　仁紀
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
名古屋市西区赤城町138番地　マリッチ赤城306号
債務者　疋田　敏子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘２棟605号
債務者　井田　廣子（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９号
名古屋市港区川西通４丁目７番地　レオパレスあん104号
債務者　原田　公子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部